

農業競争力強化基盤整備事業

事業計画の変更理由

す わ 訪 地 区
諏 訪 地 区

農業競争力強化基盤整備事業 諏訪地区 計画変更について

本地区は、23.7ha の区画整理を行うものとして平成 30 年5月1日に総事業費 715,000 千円で計画が確定し、年次計画に基づいて事業を実施してきたところである。

その後、下記理由により事業計画の変更を行う必要が生じた。

1. 施行地域の変更

- 新たに事業参加の申し出のあった土地を編入し、現行施行地域内の土地と一体的に整備を行い、ほ場の団地化による営農の効率化を図る。

地区面積 23.7ha → 26.2ha +2.5ha

2. 事業費の変更

- 受益地の面積増により増額となる。
- 法面浸食対策として植生工を追加施工する。
- 用水源の見直しに伴う用水系統の変更により、用水施設費が増額となる。

+363,000千円

- 自然増（物価変動）による増額。

+179,000千円

- 入札減による減額。

△32,000千円

3. 総事業費

	受益面積(ha)	総事業費(千円)
当初	23.7	715,000
変更後	26.2	1,225,000
増△減	+2.5	+510,000

変更

土地改良事業計画概要書

事業名： 県営農業競争力強化基盤整備事業

工種名： 区画整理

地区名： 諏訪地区

土地改良事業の計画の概要

※2段書き上段の括弧書きは変更前

第1章 目的

1 土地改良事業の施行目的

本地区は、下関市の南部に位置し、二級河川木屋川流域の低平地に広がる農業地帯であり、水稻を中心とし大豆、キャベツを組み合わせた営農が展開されている。本地区の農地は、未整備であることから区画は20aと小さく、農道も狭小であり、大型機械導入の妨げとなっている。また、用排水路は土水路で水管理や維持管理に多大な労力を費やしている。これらの課題を解決するため、大区画（標準区画1ha）と水田汎用化対策を一体的に行い、営農効率の向上を図り、大規模な営農体系を構築するとともに、担い手への農地集積を促進し、本地域の農業競争力の強化を図るものである。

2 土地改良法第2条第2項に掲げる事業の種類

区画整理

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

下関市大字吉田 地内

2 現状

(1) 地形

下関市は、本州最西端に位置し、南西部は九州の玄関口の福岡県に接し、北は長門市、西は日本海、東は美祢市、山陽小野田市に接するなど、緩やかな山地に囲まれた盆地で緑豊かな地域である。

本地区は下関市の南東に位置し、水稻を中心として大豆・キャベツなどが栽培されている。

(2) 土質及び土壌

中生代白亜紀に属する粗粒花崗岩、中生代ジュラ紀～白亜紀に属する礫岩・砂岩及び頁岩が広く分布し、表土は壤質及び粘質、下層は粘質であり、土壌は、朝生統、安岡統である。

(3) 気象

本地域の気候は、冬期の季節風が強いが降雪は比較的少ない。一方、夏期は瀬戸内海気候に類似し、雲量が比較的少なく午後の日照時間が長い。

また、平均気温は16.1℃、年間降水量は1,710mm、平均風力は4.4m/sで集中豪雨等による被害発生は梅雨と台風の時期に多い。

(4) 水利・営農状況

本地域の主要作物は水稻であり、主に二級河川木屋川を用水源として

(21.4ha)

水田 21.9ha、畑 1.0haをかんがいしている。

個人農家を中心とした営農が行われているが、今後は意欲ある経営体への利用集積を促進し、継続的な土地利用を促進していく予定である。

(5) 地域環境の概況

本地域のある下関市では田園環境整備マスタープランを継続し、地域環境の保全に努めることとしている。

3 地積

(単位：ha)

市町村名	現況地目	田	畑	原野	山林	その他	計
下関市（大字吉田）		(21.4) 21.9	1.0	0.0	-	(1.3) 3.3	(23.7) 26.2

※端数処理のため、計は一致しない

第3章 基本計画

ほ場の拡大と用水路、排水路及び農道の整備など区画整理を実施し、機械の大型化による省力化をはじめ、事業を契機に意欲ある担い手への土地利用集積を図り、農業経営の構造改革を支援する。

1 計画の内容

(1) 区画整理の基本形状

標準区画（耕区）は、導入機械の能率、地形勾配、用排水管理及び営農状況を考慮して100m×100m（1ha）とする。

(2) 用排水施設

用排水路は、用水と排水を分離した構造とする。用水路はパイプライン、排水路はベンチフリューム等により整備を行う。

2 環境配慮

本地域は、田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられていることから、自然環境や景観との調和に配慮した事業計画に基づき実施する。

第4章 工事または管理の要領

1 工事内容

工種区分			工事内容					
生産基盤整備	区画整理	区画整理工	整地工	面積	(20.6ha) 21.0ha	表土面積	(20.6ha) 21.0ha	
			道路工	幹線		—km	内舗装	—km
				支線他	(2.3km) 4.2km		内舗装	(0.1km) 0.9km
		連絡農道			—km	内舗装	—km	
		用水路工	幹線		—km			
			支線他	(4.8km) 5.6km				
			水源施設		—箇所			
		排水路工	幹線		—km			
			支線他	(3.7km) 3.9km				
			暗渠排水工	暗渠	(20.6ha) 21.0ha			
測定・その他			測定試験費・補償費・換地費					

2 工事の着工及び完了予定時期

着手予定 平成31年4月
完了予定 (平成37年3月)
令和10年3月

3 管理の要領

(1) 管理者

下関市吉田土地改良区

(2) 管理すべき施設の種類の種類

農道 (L=2.3km)
L=4.2km
用水路 (L=4.8km)
L=5.6km
排水路 (L=3.7km)
L=3.9km

(3) 施設利用に関する基本的事項

かんがい用水の取水、排水は、従来の慣行水利を基本とする。

第5章 換地計画の要領

別紙(1) 「換地計画の要領」のとおり。

第6章 費用の概算

1 費用の概算

区 分	金額 (千円)	備 考
純 工 事 費	(334,000) 1,095,200	
測 量 設 計 費	(334,000) 83,800	
営 繕 費	—	
用 地 補 償 費	(11,000) 10,000	
換 地 費	36,000	
合 計	(715,000) 1,225,000	

2 費用負担

区 分	金額 (千円)	負担率	備考
国 費	(357,500) 612,500	50 %	
県 費	(214,500) 367,500	30 %	
市 費	(107,250) 183,750	15 %	
地 元 負 担	(35,750) 61,250	5 %	
計	(715,000) 1,225,000	100 %	

第7章 効 用

1 総費用の総括

(単位：千円)

当該事業費 ①	その他費用					総費用 ⑦=①+⑥
	事業着工時点 の資産価額 ②	関連事業費 ③	評価期間にお ける再整備費 ④	評価期間終了 時点の資産価額 ⑤	計 ⑥=②+③+④-⑤ ⑥	
(604,924)	(1,371)		(319,622)	(77,982)	(243,011)	(847,935)
1,283,272	0	0	215,573	74,218	141,355	1,424,627

2 年総効果額、年総増加農業所得額及び現況年総農業所得額の総括 (単位：千円)

効果項目	区 分	年総効果 (便益)額	年総増加農業 所得額	現況年総農業 所得額	備考
食料の安定供給の確保に関する効果		(72,684)	(68,415)		
		70,498	73,686	—	
	作物生産効果	(10,570)	(54)		
		1,351	240	—	
維持管理費節減効果		(△ 1,813)	(1,806)		
		△ 2,593	1,706	—	
営農経費節減効果		(63,927)	(66,555)		
		71,740	71,740	—	
農業の持続的発展に関する効果		(1,731)			
		1,757	—	—	
	耕作放棄防止効果				
		1	—	—	
農業労働環境改善効果		(1,730)			
		1,756	—	—	
農村の振興に関する効果		(246)			
		277	—	—	
地籍確定効果		(246)			
		277	—	—	
その他の効果		(1,070)			
		609	—	—	
国産農産物安定供給効果		(1,070)			
		609	—	—	
計		(75,731)	(68,415)	(5,065)	
		73,141	73,686	20,292	

3 総便益額

(単位：千円)

	(218,836)
作物生産効果	28,785
	(△ 44,122)
維持管理費節減効果	△ 85,945
	(1,125,260)
営農経費節減効果	1,528,518
	(13)
耕作放棄防止効果	17
	(30,686)
農業労働環境改善効果	37,415
	(4,363)
地籍確定効果	5,899
	(22,926)
国産農産物安定供給効果	12,976
割引後効果額合計	(1,357,962)
	1,527,665

4 総費用総便益比及び所得償還率の総括

区 分	算定式	数 値	備 考
総費用(現在価値化)	③=①+②	千円 (847,935) 1,424,627	
当該事業による費用	①	(604,924) 1,283,272	
その他費用 (関連事業費+資産価額+再整備費)	②	(243,011) 141,355	
年償還額	④	千円/年 (2,490) 4,538	
年総効果(便益)額	⑤	千円 (75,731) 73,141	
現況年総農業所得額	⑥	千円 (5,065) 20,292	
年総増加農業所得額	⑦	千円 (68,415) 73,686	
評価期間 (当該事業の工事期間+40年)		年 (47) 51	(H30~H36 工事期間7年) H30~R10 工事期間10年
割引率		0.04	
総便益額(現在価値化)	⑧	千円 (1,357,962) 1,527,665	
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	(1.60) 1.07	≥1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥	(49.2) 22.4	≤20% (参考)
増加所得償還率	⑪=④÷⑦	(3.6) 6.2	≤40%

第8章 他の事業との関係

該当なし

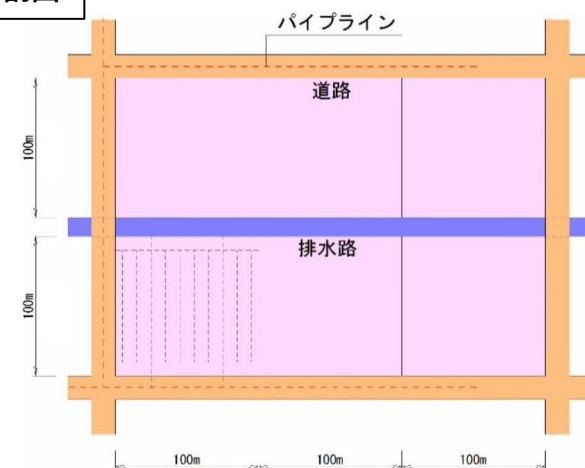
第9章 計画概要図

別紙のとおり



標準区画割図

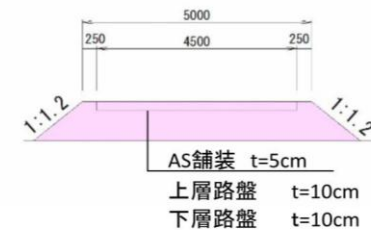
変更後



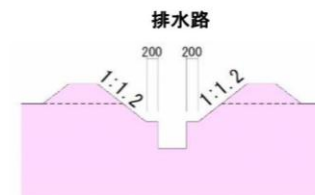
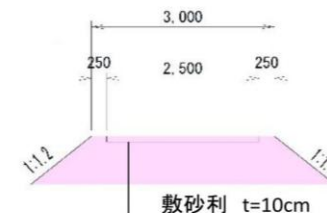
標準構造図

支線道路(農道)

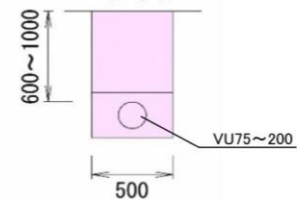
支線道路(市道)



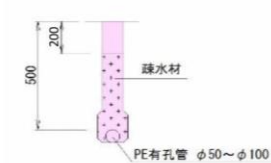
管理用道路(農道)

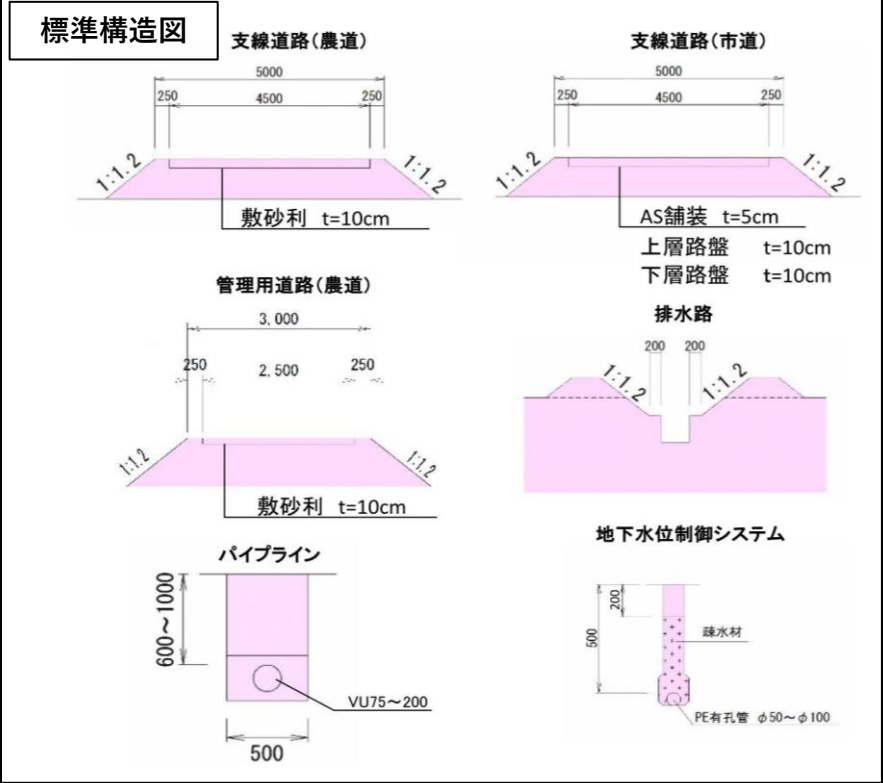
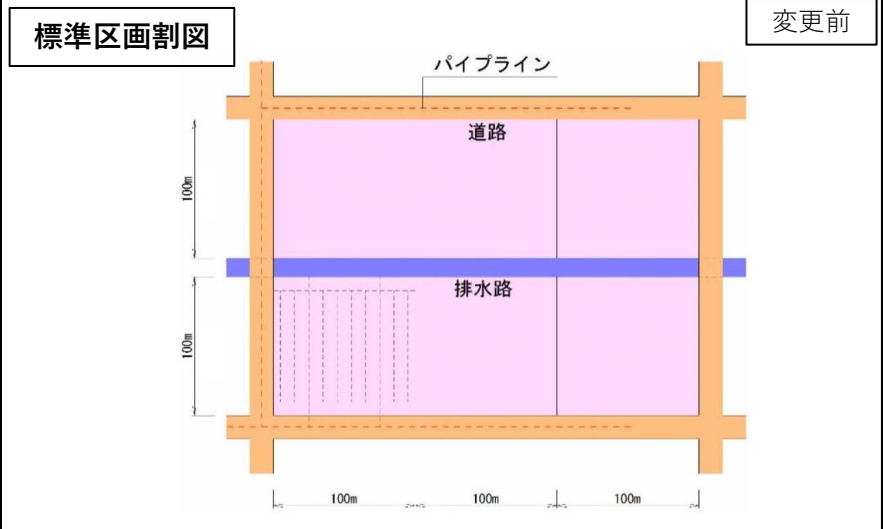


パイプライン



地下水位制御システム





換 地 計 画 の 要 領

1 換地計画樹立の必要性

農家の高齢化と後継者不足が深刻であり、兼業農家の脱農業化や規模縮小傾向となる懸念がある。

換地計画において、地域の中心経営体への農地の利用集積及び面的集積を促進することにより、地域農業の生産性の向上、農業経営構造の改善に資するため換地計画を作成する。

(1) 換地区の名称、所在、面積

換地区名	換地区の所在	面積
諏訪	下関市大字吉田	(23.7) 26.2

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、所有者が資格を有するもの(測量士等)の測量した地積測量図等の資料及び隣接所有者の境界確認同意書を添付して申出があった場合は換地委員会で検討して決定する。

(2) 農用地集団化の方法

換地区	区分	地帯別グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
			位置の選択	一戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
諏訪		農用地利用集積促進 区域別集団化	各人の従前の土地の密集した位置を中心に定める。	概ね1団地	移動畦畔

(3) 非農用地の換地方法

別紙(2) 「非農用地の換地方法」による。

(4) 清算の方法

評価の方法：標準地よりの増減点方式

清算の方法：比例地積清算方式

3 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

(単位：ha)

換地区	区分 用途	国有地	県有地	市有地	小計	一般 国有地	合計
諏訪	道路		1.5	(0.8) 1.1	(0.8) 2.5	-	(0.8) 2.5
	水路			(0.5) 0.6	(0.5) 0.6	-	(0.5) 0.6
	堤			0.0	0.0	-	0.0
	河川		0.0		0.0	-	0.0
合計		(0.0) 1.5	(1.3) 1,6	(1.3) 3.1	- 3.1	- 3.1	(1.3) 3.1

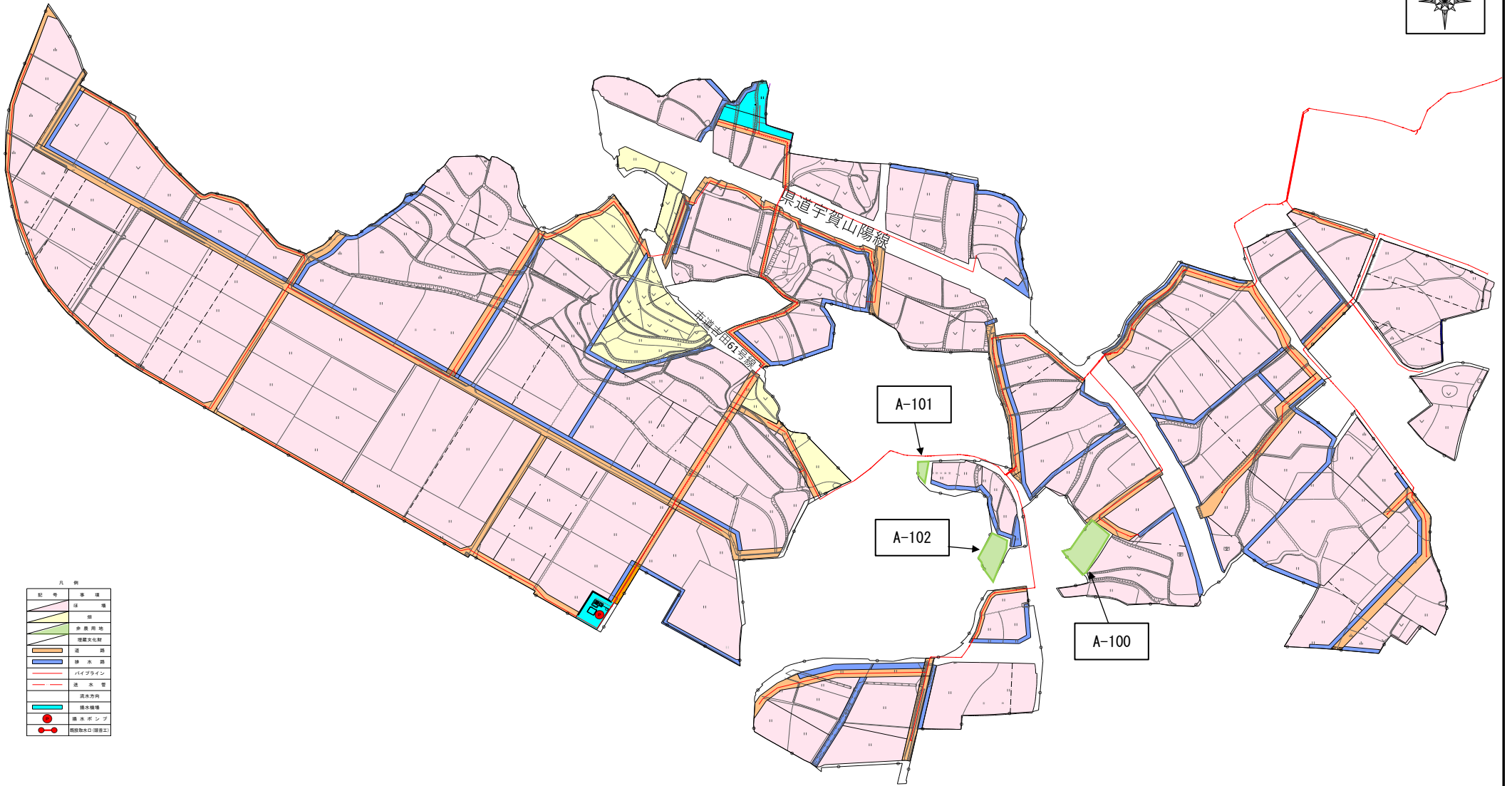
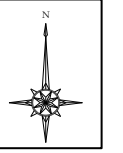
※端数処理のため、計は一致しない

4 換地処分の際に関する特則

区画整理工事が完了し確定測量が行われた時は、土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第54条第2項ただし書きの規定に基づき換地処分を行うことができる。

非農用地区域位置図

山口県下関市吉田 地内



凡例	
	駅地帯
	道
	伊達開地
	埋蔵文化財
	道 路
	排 水 路
	ハイプライン
	送 水 管
	送水方向
	排水機場
	排水ポンプ
	埋蔵文化財(調査区)

事業費の負担区分の予定及び地元負担の
予定基準を記載した書面

事業名： 県営農業競争力強化基盤整備事業

工種名： 区画整理

地区名： 諏訪地区

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準について

区画整理

1 事業負担区分の予定

区分	金額	負担率	備考
	千円		
国庫負担予定額	(357,500) 612,500	50%	
県費負担予定額	(214,500) 367,500	30%	
市費負担予定額	(107,250) 183,750	15%	
地元負担予定額	(35,750) 61,250	5%	
計	(715,000) 1,225,000	100%	

2 地元負担の予定基準

事業費の地元負担は、土地改良法第91条の規定に基づき下関市吉田土地改良区が負担する。下関市吉田土地改良区は、地区内の受益地となる農用地につき、地積割により分担金を徴収する。

なお、国費の負担予定額に変更があった場合又は県費負担予定額、市費負担予定額、地元負担予定額に変更があった場合には、それぞれ負担額を変更することがある。

土地改良施設の予定管理方法を記載した書面

事業名： 県営農業競争力強化基盤整備事業

工種名： 区画整理

地区名： 諏訪地区

土地改良施設の予定管理方法

区画整理

1 管理者

下関市吉田土地改良区

2 管理すべき施設の種類の

		(2.3km)
道路施設	支線道路他	4.2km
		(4.8km)
用水施設	支線用水路他	5.6km
		(3.7km)
排水施設	支線排水路他	3.9km

3 管理の内容

当該土地改良事業によって造成された施設の維持管理は下関市吉田土地改良区が行うものとし、別に維持管理規程を定めて行うものとする。

4 管理に要する費用の概算及び負担の方法

管理に要する費用は、下関市吉田土地改良区が受益者に賦課して行う。

5 その他管理方法に関する基本的事項

必要に応じ、下関市吉田土地改良区の総代会において決定する。